

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【発行者名】 シュローダー証券投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-1320

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

シュロダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）（以下、「ファンド」といいます。）
なお、ファンドの愛称として「さいけん太郎」と称する場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・振替内国投資信託受益権（以下「振替受益権」といいます。）
当初元本は1口当たり1円です。
格付けは取得していません。
なお、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

日々の基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「太郎1年」として掲載されます。なお、販売会社または下記「照会先」においてもご照会いただけます。
・シュロダー証券投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）

(5) 【申込手数料】

買付価額（発行価額）に販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「税抜」の税とは、消費税および地方消費税を示します。（以下同じ）

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

運用に必要な最低限の資金を充当するために委託会社またはその関連会社が申込手数料なしで購入することがあります。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成22年2月13日から平成22年8月12日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、後記「照会先」にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、原則として買付申込日より起算し6営業日目までに、申込代金を販売会社に支払います。（販売会社の別に定める方法により当該期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。）

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得の申込みを行った販売会社の申込取扱場所

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ・ 日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

- ・ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他規則にしたがって支払われます。

なお、振替受益権は、振替機関等の振替口座簿への記載または記録により定まります。

[振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録]

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

[振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録]

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）（以下「ベビーファンド」ファンということがあります。）は、主としてシュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）
 （注1）受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

運用にあたっては、JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド^{（注2）}（円ベース）を参考指数とします。

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（注1）主として、新興国の現地通貨建て債券に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後述「(2)ファンドの仕組み ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、直接有価証券等への投資を行うファンドです。

（注2）JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPモルガンが公表している現地通貨建ての新興国債券の指数です。

ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ()
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
資産複合 資産配分固定 型 資産配分変更 型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

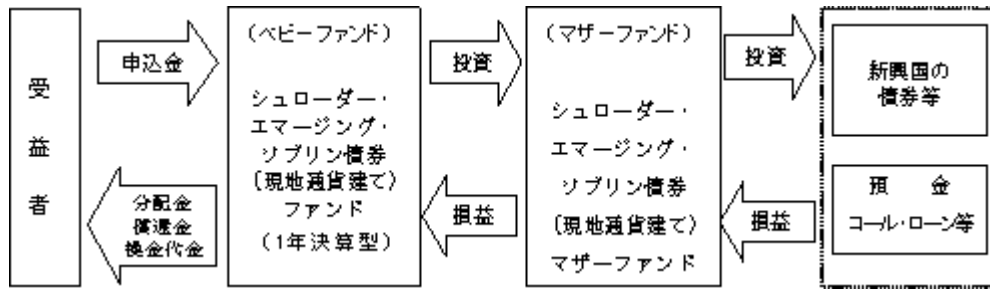
(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

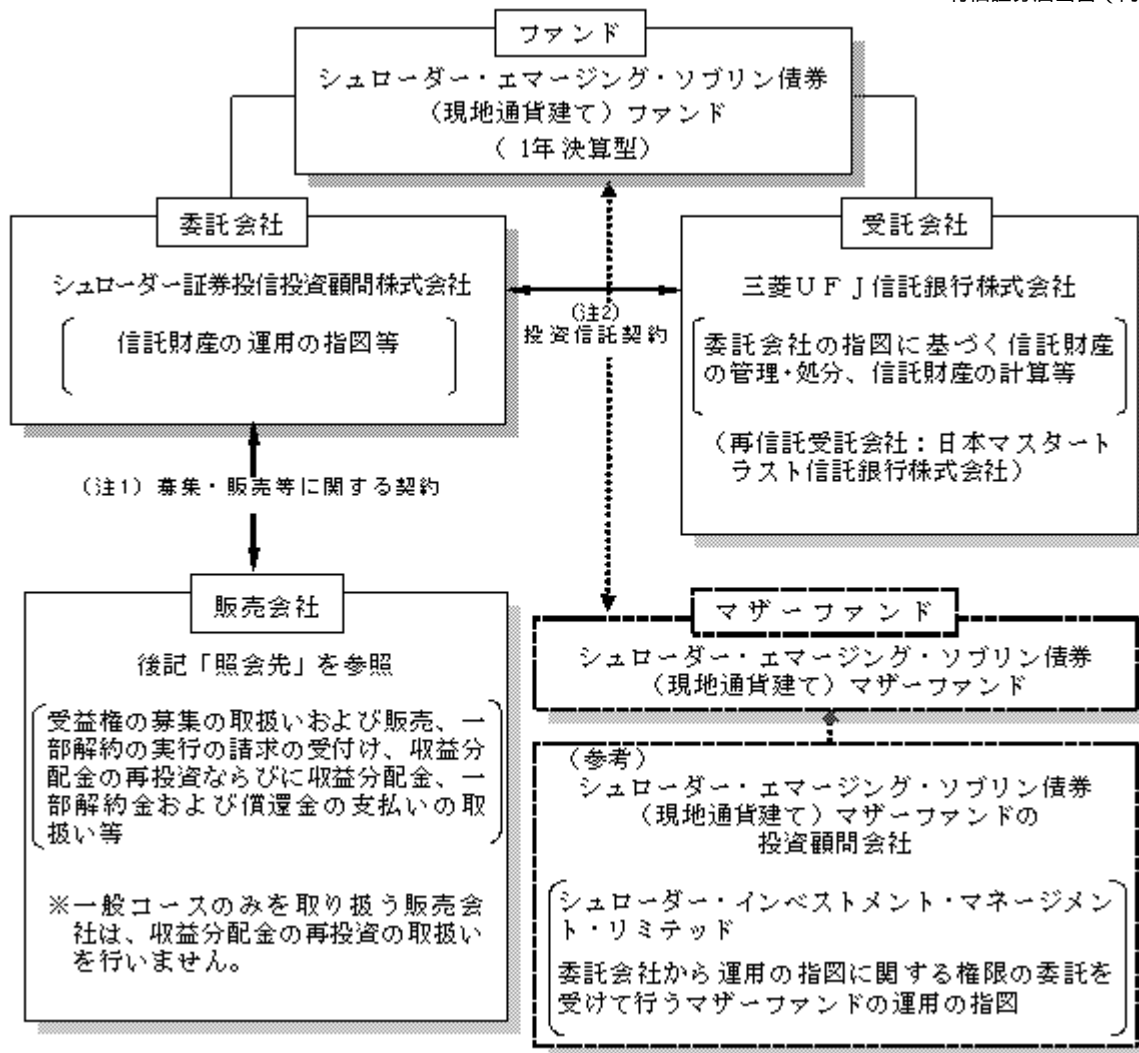
ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド

(シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、債券等への直接投資を行うことがあります。



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。 なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	後記「照会先」にお問い合わせください。	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。
(参考) マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてマザーファンドの運用の指図を行います。

**(注1) 募集・販売等に関する契約**

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）投資信託契約書」が締結されます。信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成22年2月12日現在）
2. 沿革

昭和60年12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況（平成22年2月12日現在）

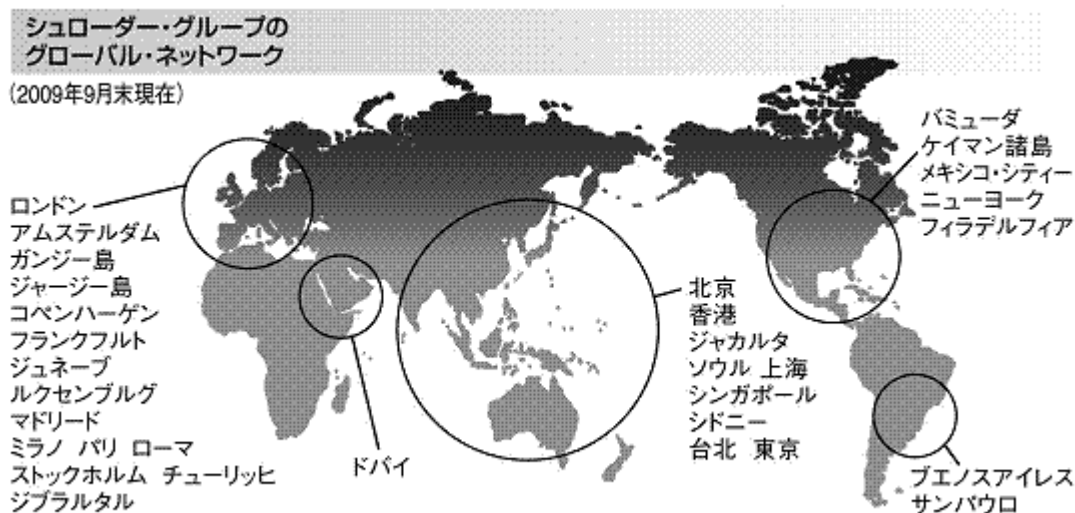
株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー（注1）	オランダ アムステルダム ZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラン	9,800株	100%

（注1）シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約19.9兆円（2009年9月末現在、1英ポンド=143.20円で換算）にのびります。

日本では、1985年に(株)シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貨公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 投資態度 >

主として、シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的として運用を行うことを基本とします。

投資にあたっては、JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国¹の現地通貨建て債券²を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

債券等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1 JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国

アジア	ラテン・アメリカ	欧州/中東/アフリカ	計
インドネシア、マレーシア、タイ	ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー	ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、南アフリカ、エジプト	14カ国

（出所：JPモルガン 2009年11月末現在）

表中の全ての国々の債券へ投資を行うわけではありません。また、表中に記載されていない国の債券に投資する場合があります。表中の国々については、その発展段階に応じて、新興国には該当しなくなる可能性もあります。

新興国の中には、直接投資を行うことができない国（市場）、あるいは直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当ではないと判断される国（市場）が存在します。その場合には、当該国（市場）に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書ならびに取引契約等を通じて投資を行う場合があります。

- 2 主として現地通貨建ての新興国ソブリン債券に投資を行います。
一般に新興経済国、発展途上国等と認識される新興国が発行する国債、政府機関債等を新興国ソブリン債券といたします。

< ファンドの特色 >

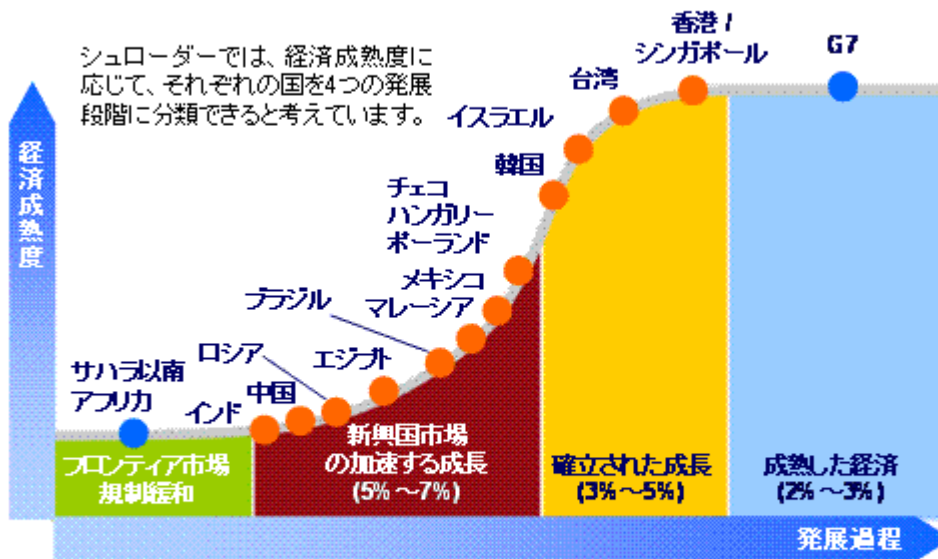
今後、拡大・発展が期待される新興国の現地通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。

< 魅力的な投資機会 >

成長著しい新興国

- ・新興国は、経済発展の途上にある国の一般的な総称です。
- ・これらの国々は、既に成熟した先進国の経済を目指す成長段階に位置していると想定され、今後飛躍的な発展を遂げる高い経済成長力を持つと期待されます。
- ・経済のファンダメンタルズの改善を背景に、新興国債券には信用格付けの向上の期待があり、新興国通貨にも上昇の期待があると見ています。

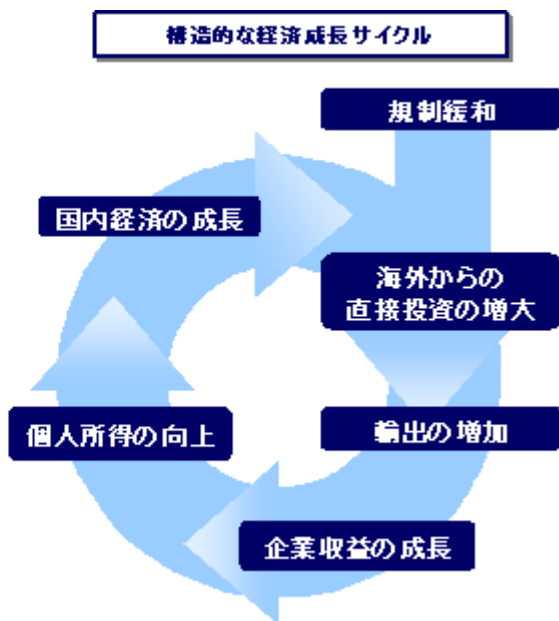
経済発展段階のイメージ



※各国の発展段階の分類は名目GDPに依る。

出所: シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、2009年11月末現在

- 1 海外からの直接投資を原動力として輸出の増加および企業収益が拡大しています。
- 2 企業収益の拡大が個人所得の増加につながっています。
- 3 個人所得の増加は、国内経済の成長につながります。
- 4 内需拡大が一層の海外資本を呼び込んでいます。



新興国の経済成長力

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
		(予)	(予)	(予)	(予)
新興国	8.1	5.9	1.2	4.4	5.7
東アジア / 太平洋	11.4	8.0	5.0	6.6	7.8
中・東欧 / 中央アジア	6.9	4.0	-4.7	1.6	3.3
ラテンアメリカ / カリブ海	5.8	4.2	-2.2	2.0	3.3
中東 / 北アフリカ	5.4	6.0	3.1	3.8	4.6
南アジア	8.4	6.1	4.6	7.0	7.8
サハラ以南アフリカ	6.2	4.8	1.0	3.7	5.2
OECD諸国	2.5	0.6	-4.2	1.2	2.3
日本	2.3	-0.7	-6.8	1.0	2.0
アメリカ	2.0	1.1	-3.0	1.8	2.5
世界	3.8	1.9	-2.9	2.0	3.2

実質GDP成長率、2008年以降は予想値

主要現地通貨建てエマージング債券／長期債格付の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
メキシコ	BBB+	A-	A-	A-	A	A	A+	A+
チリ	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA
ブラジル	BB+	BB	BB	BB	BB	BB+	BBB	BBB+
ハンガリー	A+	A	A	A	A-	BBB+	BBB+	BBB
ロシア	B+	BB+	BB+	BBB-	BBB+	A-	A-	BBB+
ポーランド	A+	A	A-	A-	A-	A-	A	A
トルコ	B-	B-	B+	BB	BB	BB	BB	BB
マレーシア	A	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+
タイ	A-	A-	A	A	A	A	A	A
インドネシア	B-	B-	B+	BB	BB	BB+	BB+	BB+
南アフリカ	A-	A-	A	A	A+	A+	A+	A+

出所 スタンダード&プアーズ いずれも年末時点の格付け。

債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付を行っています。

しかしながら、あらゆる債券に格付が付与されている訳ではなく、通常は発行体が格付機関に依頼して、その調査・審査を経て格付が付与されることになっています。

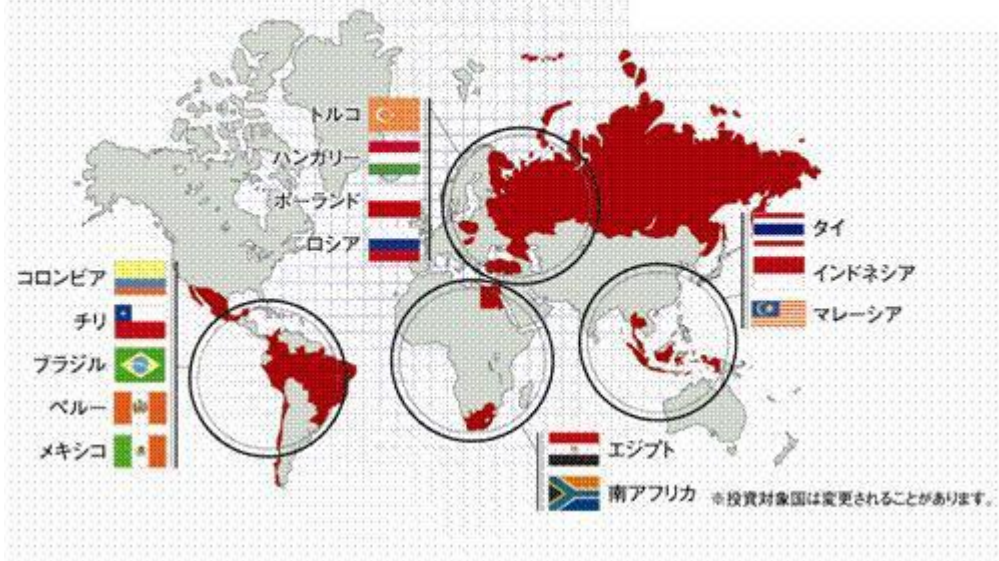
格付機関では、上位4格付（AAA / AaaからBBB / Baaまで）を投資適格格付としています。なお、1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえばS&P社では、1つの格付内における平均以上あるいは平均以下の銘柄を表すためにプラス（+）あるいはマイナス（-）を付加しています。

分散投資効果に優れた幅広い投資対象

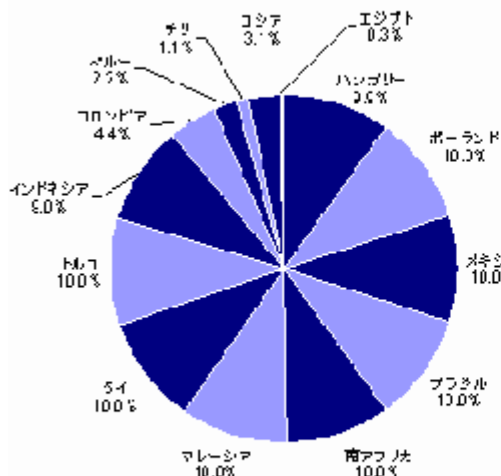
- ・運用に際しては、JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を参考指数とし、同指数を構成する14ヵ国（2009年11月末現在）の現地通貨建て債券が主要投資対象となります。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド1ヵ国当たりの上限が10%と、十分に分散された構成になっています。（2009年11月末現在）
- ・地理的な拡がりとともに多様性に富んだ市場に分散した投資を行うことを通じて、リスクを抑えた運用を目指します。

主な投資対象国

(14カ国 2009年11月末現在)



JPモルガン・ガバメント・ボンド 指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド 国別構成比率



※当指数は1カ国の割り当て上限を10%としています。

出所: JPモルガンEmerging Markets Bond Index Monitor 2009年11月号

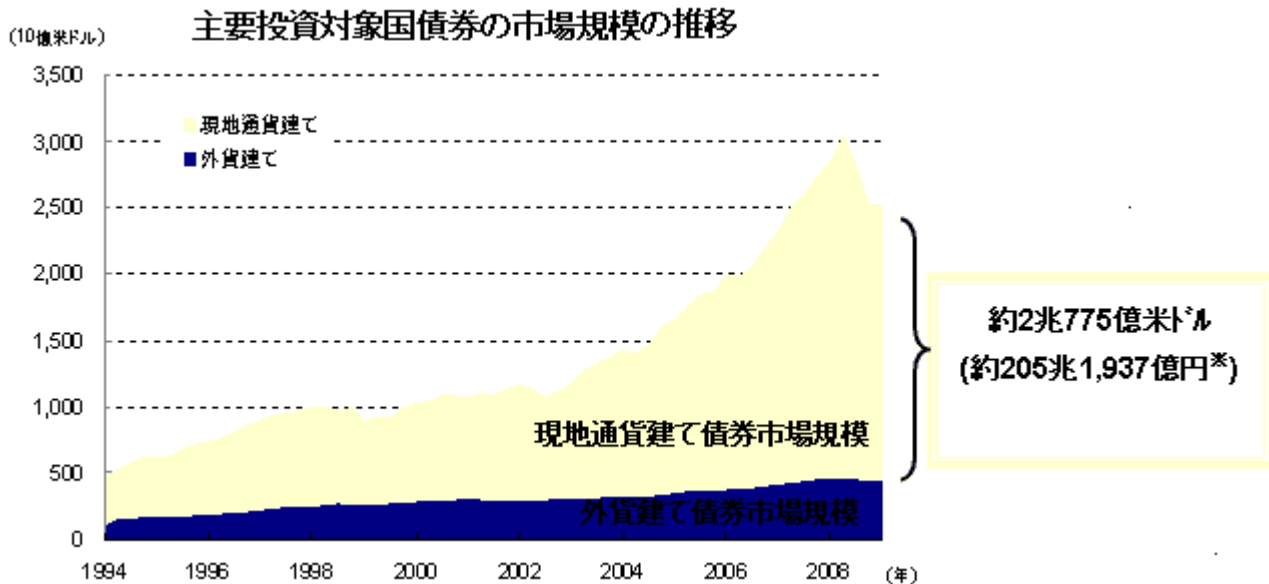
上記の国は指数の構成国であり、実際の投資対象とは異なることがあります。

指数の特徴

1カ国当たりの組入上限	10%
投資対象国の数	14カ国
地域別比率	
アジア	33.4%
欧州	33.0%
中南米	23.3%
中東/アフリカ	10.3%
全体	100.0%
平均デュレーション	4.4年
平均利回り	7.23%
平均格付け (S&P)	BBB+

期待される債券市場の発展

- ・新興国債券市場では、現地通貨建て債券の発行額が増加しており、債券市場の厚みが増してきています。
- ・先進国を上回る経済成長力を背景に、今後の新興国債券市場の成長余地は大きいと見込まれ、引き続き発展と拡大が期待されます。



出所: BIS Quarterly Review September 2009, 2009年3月までのデータを基にシュローダー証券投信投資顧問作成。
 主要投資対象国: JPモルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・グローバル・ダイバーシファイド構成国(2009年11月末現在)
 円換算値は、1米ドル=98.77円として換算

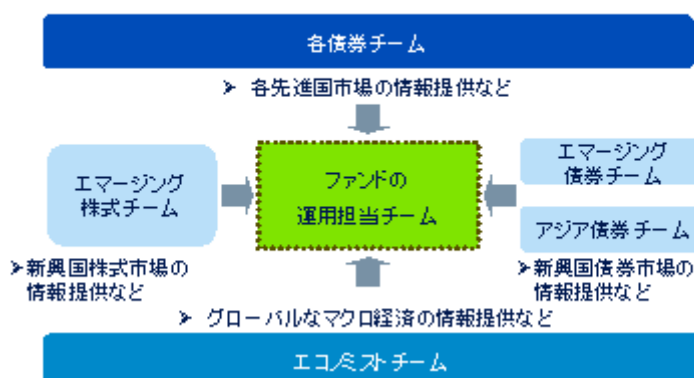
前記<魅力的な投資機会>に関するコメントは、シュローダー証券投信投資顧問が作成したものであり、信頼できると判断した情報に基づき構成されておりますが、内容の正確性あるいは完全性については、これを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当該記載内容は、作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。

エコノミストチーム、エマージング株式チーム、エマージング債券チーム、アジア債券チームからのインプットを活用すると同時に、グローバルに展開する各拠点のファンドマネジャーやアナリストとも綿密に連絡を取り、情報交換を行います。これらの充実した運用体制が超過収益獲得の基盤となります。

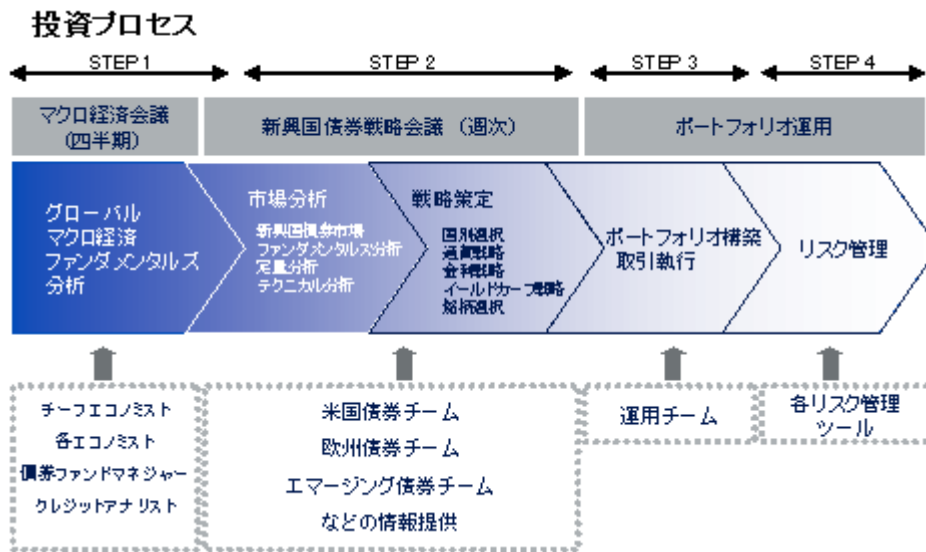
<シュローダーの現地通貨建て新興国債券運用>

- ・マザーファンドの運用を行うシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの当ファンドの運用担当チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。
- ・エコノミストチーム、エマージング株式チーム、エマージング債券チーム、アジア債券チームからの情報を活用すると同時に、グローバルに展開する各拠点のファンドマネジャーやアナリストと綿密に連絡を取り、情報交換を行います。これらの充実した運用体制が超過収益獲得の基盤となります。
- ・全プロセスを通して、アイデアの共有を目的とした定期的なミーティングやスタッフ相互のコミュニケーションが図られており、これによって4つのステップが一つのプロセスとして統合されています。

運用体制



- ・本ページにおける、シュロージャーとは、シュロージャー・ピーエルシーおよび同社が直接的または間接的に株式または持分の50%以上を保有する会社等の法人を意味します。



出所：シュロージャー証券投信投資顧問株式会社 2009年11月末現在
上記はマザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
上記の運用体制は、今後、変更となる場合もあります。

外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。

- ・外貨建て資産にかかる為替変動リスクについては、後記「運用の内容 3.投資リスク」をご覧ください。

運用はファミリーファンド方式で行います。

シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが、マザーファンドの運用を行います。

- ・シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュロージャー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。同社は、シュロージャー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。

シュロージャー・グループの概要については、後記「その他の情報」をご参照ください。

< 参考：マザーファンドの投資態度 >

主として新興国債券市場における現地通貨建ての国債等に投資を行い、長期的な信託財産の成長を目的に運用を行うことを基本とします。

投資にあたっては、JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。また、為替運用を行うことがあります。

外貨建て資産については、対円で為替ヘッジは行いません。ただし、現地通貨建て資産については、米ドルに対して為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

運用の指図権限の委託先の所在地、委託の費用、委託の中止等

委託先の所在地	31 Gresham Street London, EC2V 7QA, UK
委託の費用	運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬の額は、信託財産中から直接支弁することを行いません。委託者はかかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受けるものとの間で別に定め、委託者がこれを支弁するものとし、ただし、かかる報酬の額は、当該信託財産中から委託者が受ける報酬の範囲内とします。
委託の中止等	運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条第1項)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限」、および に定めるものに限り、)
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産(信託約款第16条第2項)

この信託においては、上記 に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

有価証券の指図範囲(運用の指図範囲/信託約款第17条第1項)

委託者は、信託金を、主としてシュロージャー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュロージャー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ~ 11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.の証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(運用の指図範囲/信託約款第17条第2項)

委託者は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れを行うことができます。(詳細は後述「(5)投資制限」をご参照ください。)

< 参考：マザーファンドの投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限>」、および「」に定めるものに限ります。)

3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産

次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者（委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券および証書の性質を有するものうを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.の証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の

貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。（詳細は後述 < 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >をご参照ください。）

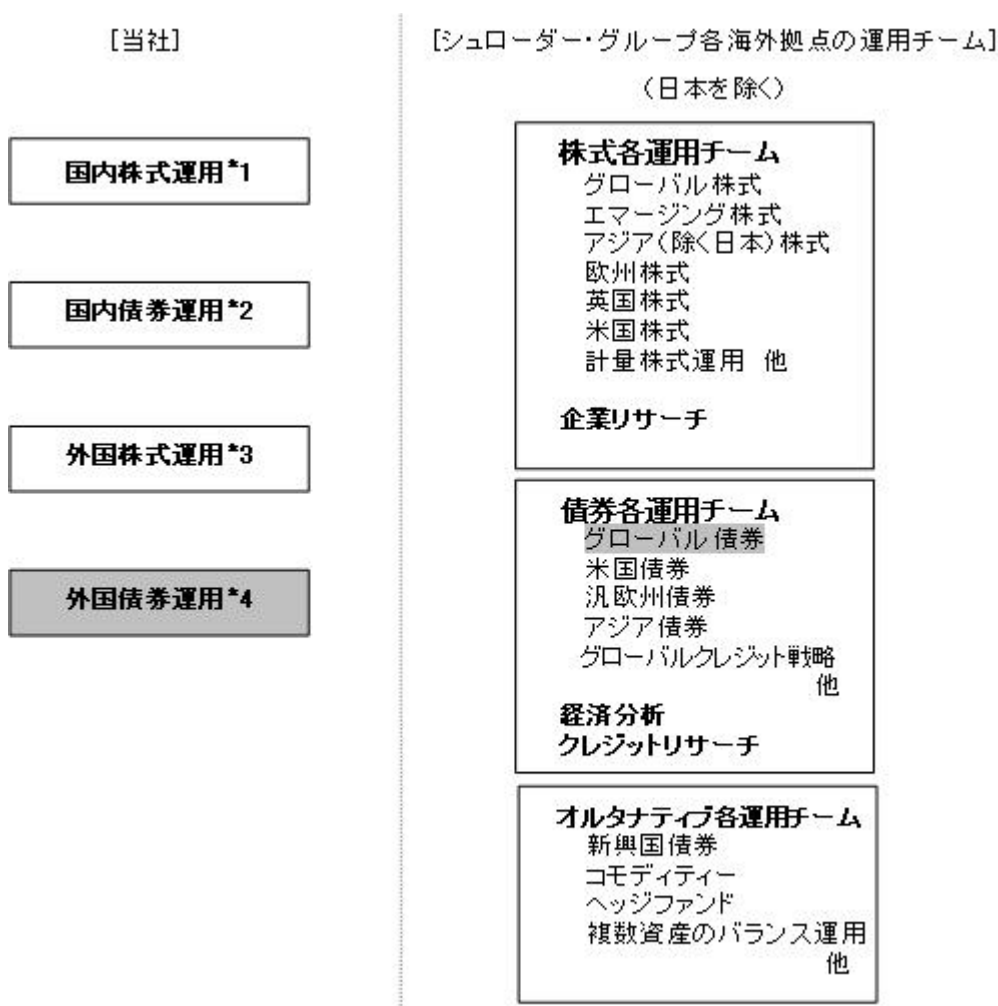
（3）【運用体制】

運用体制

シュロージャー証券投信投資顧問（外国債券運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュロージャー証券投信投資顧問が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネージャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年11月15日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入（注1）と売買益（評価益を含みます。）（注2）等の全額とします。
2. 毎決算時における収益分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、安定的に分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わない場合があります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注1）利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（注2）売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、分配金は原則として税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< 約款で定める投資制限 >

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款第20条）
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含まれます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲（信託約款第22条）
委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
（イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
（ロ）株式分割により取得する株券
（ハ）有償増資により取得する株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）
1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）
1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものと

します。

4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第25条の2）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第26条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第27条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第30条)

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(信託約款第37条)

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - (ハ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの取引の指図

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の指図

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資

同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場(上場予定も含まれます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の

金銭の授受を約する取引をいいます。

6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予

約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(1) 価格変動リスク

・金利変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等によって異なります。）。組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

・信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う債券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

(2) 外国証券への投資に伴うリスク

・為替変動リスク

ファンドが主として投資を行うマザーファンドでは、新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象としますので、為替変動リスクが伴います。マザーファンドが保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。なお、マザーファンドは、対円での為替ヘッジは行いませんが、現地通貨建ての資産について、米ドルに対して為替ヘッジを行うことがあります。また、ヘッジ目的に限らず為替運用を行う場合があります。

ファンドが保有する実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いませんので、当該外貨の為替レートが円高の方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、ファンドおよびマザーファンドが投資する新興国の債券投資には以下のようなリスクがあります。

1. 格付に関する留意点

新興国の債券は、格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、発行国の信用力等の変化、あるいは発行体の業績や財務内容等の変化による格付の変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

2. 経済状況および政治的・社会的な変化に伴うリスク

新興国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

3. 流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。また、市況動向や取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

4. 企業会計や情報の開示等に係るリスク

新興国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

(3) その他のリスクおよび留意点

・ 換金に関する制限

1. 信託期間中の英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、換金の申込みを受付けません。
2. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える換金の申込みは、正午までとします。

・ ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・ 収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

・ 信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・ 買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、ファンドの買付、換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受け付けを取り消すことがあります。

・ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合

を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代
 ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合もあります。
 また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う（ファンドの信託期間は原則として無期限）ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されるものではありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります

（４）リスク管理

- ・ファンドの運用リスク管理
 ポートフォリオ構築プロセスでは、デュレーション寄与（CTD=Contribution-to-Duration）がリスク管理の上で最も重要な指標となります。同指標により債券ポートフォリオのリスク・エクスポージャーを通貨別、イールドカーブ上の年限別、セクター別に分解し、推定トラッキングエラーの把握を行います。これらの分析結果は戦略上のリスクバジェット配分の決定に活用されます。ポートフォリオ全体のリスクは分散投資を行うことで軽減されます。
- ・内部牽制体制の整備状況
 当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。
 また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。
 さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。
- ・内部検査体制
 コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

- ・外部監査について

外部監査としては、会計監査ならびに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4 【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくこととなります。

お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込時	申込手数料	販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率（注1）

収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して(注2)	合計10%(注3)
換金時(注4)	信託財産留保額(注5)	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して	0.3%
解約請求	所得税および地方税	詳しくは、後記<課税上の取扱い>をご覧ください。	
償還時	所得税および地方税		

(注1)自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(注2)お客様の個別元本を基に普通分配金(課税)と特別分配金(非課税)が計算されます。(非課税の特別分配金は元本の払い戻しに相当しますので、分配後に個別元本が修正されます。)

(注3)個人の場合の税率です。詳しくは、後記<課税上の取扱い>をご覧ください。

(注4)換金手数料はございません。

(注5)信託財産留保額については、詳しくは、後述「6. 手続等の概要 換金(解約)手続等」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金			
毎日	信託報酬	純資産総額に応じて年率1.554%(税抜1.480%) 委託会社、受託会社、販売会社への配分は次の通り (括弧内は税抜表示)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
		1.554% (1.480%)	0.735% (0.700%)	0.735% (0.700%)	0.084% (0.080%)
	信託事務の諸費用	委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬に対し50%以内)が含まれております。 純資産総額に対して年率0.0525%(税抜0.0500%)以内(注6)			

(注6) 信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525%(税抜0.0500%)を上限としてこれを変更することができます。

前記のほか、売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用等を信託財産でご負担いただけます。(これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

上記の税率は、平成22年2月12日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、買付価額に販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金手数料】

該当事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155.4（税抜148.0）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。
（表中の数値は年率表示、括弧内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.554% (1.480%)	0.735% (0.700%)	0.735% (0.700%)	0.084% (0.080%)

委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬（委託会社の報酬に対し50%以内）が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。

また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税

が行なわれるものに限ります。)および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7% (所得税のみ)、平成24年1月1日以降は15% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の税率は、平成22年2月12日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成21年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	261,439,706	100.2
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)	-	497,442	0.2
合計(純資産総額)	-	260,942,264	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年12月末日現在)

銘柄名	種類	国名	数量 (口)	簿価(円)		評価(円)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	274,881,407	0.9336	256,619,644	0.9511	261,439,706	100.2

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.2

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成19年4月27日(設定日)	1,585,319,589	-	10,000	-
平成19年11月15日(第1期)	1,847,622,281	1,847,622,281	10,095	10,095
平成20年11月17日(第2期)	218,765,319	218,765,319	7,094	7,094
平成21年11月16日(第3期)	262,155,133	262,155,133	9,114	9,114
平成20年12月末	225,227,726	-	7,370	-
平成21年1月末	214,635,827	-	6,991	-
平成21年2月末	220,558,961	-	7,202	-
平成21年3月末	228,525,209	-	7,520	-
平成21年4月末	246,975,446	-	8,146	-
平成21年5月末	258,373,011	-	8,532	-
平成21年6月末	262,903,563	-	8,680	-
平成21年7月末	273,965,884	-	9,024	-
平成21年8月末	263,529,132	-	8,824	-
平成21年9月末	264,204,020	-	8,884	-
平成21年10月末	263,254,812	-	9,109	-
平成21年11月末	253,700,539	-	8,831	-

平成21年12月末	260,942,264	-	9,268	-
-----------	-------------	---	-------	---

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	0
第2期	0
第3期	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(分配金込み)(%)
第1期	1.0
第2期	29.7
第3期	28.5

(注) 収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から前計算期末の基準価額(分配落ちの額)を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

(参考: シュロージャー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド)

(1) 投資状況

(平成21年12月末日現在)

資産の種類	国又は地域別	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	インドネシア	1,440,664,830	18.1
	ブラジル	1,299,156,793	16.3
	トルコ	1,075,255,617	13.5
	ハンガリー	988,165,845	12.4
	ポーランド	887,971,835	11.2
	メキシコ	856,868,026	10.8
	南アフリカ	439,021,620	5.5
	コロンビア	431,985,182	5.4
	マレーシア	75,798,224	1.0
小計	-	7,494,887,973	94.3
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)	-	452,033,936	5.7
合計(純資産総額)	-	7,946,921,909	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(注3) 外貨建資産の時価(円)については、平成21年12月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

(2) 投資資産

1. 投資有価証券の主要銘柄

(平成21年12月末日現在)

順位	銘柄名	クーポン (%)	償還日 (年月日)	種類	国名	額面総額	簿価(円)		評価(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL 10% 01/01/2012	10	2012/1/1	国債証券	ブラジル	12,090,000	53.27	644,063,252	53.78	650,157,116	8.2
2	NOTA DO TESOURO NACIONAL 10% 01/01/2017	10	2017/1/1	国債証券	ブラジル	13,550,000	47.59	644,792,885	47.90	648,999,677	8.2
3	TURKEY 16% 3/7/2012	16	2012/3/7	国債証券	トルコ	8,685,000	69.58	604,302,382	67.93	589,949,915	7.4
4	HUNGARY 7.25% 6/12/2012	7.25	2012/6/12	国債証券	ハンガリー	1,115,000,000	0.49	547,374,683	0.49	544,879,654	6.9
5	INDONESIA 10% 07/15/2017	10	2017/7/15	国債証券	インドネシア	49,200,000,000	0.01	492,759,353	0.01	499,232,646	6.3

6	SOUTH AFRICA 8.25% 09/15/2017	8.25	2017/9/15	国債証券 南アフリカ	37,000,000	11.87	439,133,876	11.87	439,021,620	5.5
7	MEXICAN 9.5% 12/18/2014	9.5	2014/12/18	国債証券 メキシコ	45,400,000	7.76	352,436,200	7.73	350,784,925	4.4
8	HUNGARY 6.75% 04/12/2010	6.75	2010/4/12	国債証券 ハンガリー	718,000,000	0.49	348,701,914	0.49	348,890,113	4.4
9	INDONESIA 12.5% 03/15/2013	12.5	2013/3/15	国債証券 インドネシア	30,600,000,000	0.01	334,203,408	0.01	336,672,369	4.2
10	TURKEY 10% 2/15/2012	10	2012/2/15	国債証券 トルコ	3,475,000	83.56	290,380,464	84.35	293,103,449	3.7
11	POLAND 3% 8/24/2016	3	2016/8/24	国債証券 ポーランド	7,950,000	34.92	277,575,239	35.03	278,498,134	3.5
12	INDONESIA 10.75% 05/15/2016	10.75	2016/5/15	国債証券 インドネシア	24,000,000,000	0.01	251,482,968	0.01	253,954,008	3.2
13	MEXICAN 8.5% 11/18/2038	8.5	2038/11/18	国債証券 メキシコ	34,000,000	7.02	238,531,281	6.91	234,814,135	3.0
14	POLAND 5.75% 03/24/2010	5.75	2010/3/24	国債証券 ポーランド	7,000,000	32.18	225,245,693	32.13	224,912,142	2.8
15	MEXICAN 8% 12/19/2013	8	2013/12/19	国債証券 メキシコ	28,500,000	7.35	209,616,169	7.33	208,975,623	2.6
16	COLOMBIA 12% 10/22/2015	12	2015/10/22	国債証券 コロンビア	3,600,000,000	0.06	200,621,758	0.06	199,959,329	2.5
17	INDONESIA RECAPITAL 14.275% 12/15/2013	14.275	2013/12/15	国債証券 インドネシア	17,000,000,000	0.01	196,434,711	0.01	198,366,795	2.5
18	TURKEY 14% 01/19/2011	14	2011/1/19	国債証券 トルコ	3,000,000	64.89	194,655,478	64.07	192,202,252	2.4
19	POLAND 5.25% 10/25/2017	5.25	2017/10/25	国債証券 ポーランド	6,060,000	30.58	185,302,661	30.15	182,701,881	2.3
20	COLOMBIA 11.75% 3/1/2010	11.75	2010/3/1	国債証券 コロンビア	3,200,000,000	0.05	145,336,844	0.05	145,336,844	1.8
21	INDONESIA GOVERNMENT 11.25% 2014/05/ 15	11.25	2014/5/15	国債証券 インドネシア	10,000,000,000	0.01	106,442,820	0.01	107,584,290	1.4
22	POLAND 4.75% 04/25/2012	4.75	2012/4/25	国債証券 ポーランド	3,300,000	31.85	105,120,307	31.84	105,056,986	1.3
23	POLAND 5.5% 10/25/2019	5.5	2019/10/25	国債証券 ポーランド	3,200,000	30.57	97,836,286	30.25	96,802,692	1.2
24	HUNGARY 8% 2/12/2015	8	2015/2/12	国債証券 ハンガリー	190,000,000	0.51	96,336,513	0.50	94,396,078	1.2
25	COLOMBIA 9.85% 6/28/2027	9.85	2027/6/28	国債証券 コロンビア	1,650,000,000	0.05	87,901,975	0.05	86,689,010	1.1
26	MALAYSIAN 3.814% 2/15/2017	3.814	2017/2/15	国債証券 マレーシア	2,870,000	26.37	75,675,112	26.41	75,798,224	1.0
27	MEX BONOS DE DESARROLLO 10% 11/20/2036	10	2036/11/20	国債証券 メキシコ	7,700,000	8.19	63,028,164	8.09	62,293,343	0.8
28	INDONESIA 9% 09/15/2013	9	2013/9/15	国債証券 インドネシア	4,500,000,000	0.01	44,477,384	0.01	44,854,722	0.6

(注) 邦貨換算額は、平成21年12月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により換算したものです。

種類	投資比率(%)
国債証券	94.3
合計	94.3

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の比率です。

2. 投資不動産物件

該当事項はありません。

3. その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

< 買付申込みの受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

- ・ 受付時間

原則として午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものに限り、）

- ・ 買付不可日

買付の申込日がロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該買付の申込みを受付けません。

- ・ 買付申込受付けの中止、取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

- ・ コースの選択

申込みには、分配時に分配金を受取る「一般コース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）を締結します。

< 買付価額と申込代金 >

- ・ 買付価額：買付申込日の翌営業日の基準価額

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等含む）を加算した金額となります。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）手続等

一部解約（解約請求）

< 換金（解約）申込みの受付け >

- ・ 受付時間

原則として午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものに限り、）

- ・ 換金不可日

一部解約の申込日がロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

- ・ 換金申込受付けの中止、取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

・大口取引の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午までとします。

< 換金価額 >

換金価額：（一部解約の申込日の翌営業日の基準価額） - （信託財産留保額）（注）

換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金の受渡日：原則として、一部解約の申込日から起算して6営業日目から

(注)「信託財産留保額」とは、償還まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。(当ファンドの場合は換金申込日の翌営業日の基準価額の0.3%)

< 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価（注）して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(注) ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として以下のいずれかから入手した価額で評価 ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。） ・価格情報会社の提供する価額

() 上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「太郎1年」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

ファンドの信託期間は、平成19年4月27日(当初信託設定日)より無期限とします。

計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、第1計算期間については平成19年4月27日から平成19年11月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利には、「収益分配金」、「償還金」および「換金」に対する請求権ならびに「買取請求権」、「帳簿閲覧権」等があります。

その他

1. ファンドの償還条項と信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ロ) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 上記(ハ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(一月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「2. 信託約款の変更(二)」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(一月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

(照会先)

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第2 【財務ハイライト情報】

- ・以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ・ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人により監査を受けております。また、監査法人による「監査報告書」は、「第三部 ファンドの詳細情報 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)

1【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 (平成20年11月17日現在)	第3期 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	221,634,391	264,329,967
未収入金	-	905,500
流動資産合計	221,634,391	265,235,467
資産合計	221,634,391	265,235,467
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	905,500
未払受託者報酬	131,385	110,581
未払委託者報酬	2,299,892	1,935,950
その他未払費用	437,795	128,303
流動負債合計	2,869,072	3,080,334
負債合計	2,869,072	3,080,334
純資産の部		
元本等		
元本	308,361,118	287,638,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	89,595,799	25,483,229
(分配準備積立金)	23,222,446	39,525,968
元本等合計	218,765,319	262,155,133
純資産合計	218,765,319	262,155,133
負債純資産合計	221,634,391	265,235,467

2【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第3期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	159,194,052	65,098,673
その他収益	1	1,528
営業収益合計	159,194,051	65,100,201
営業費用		
受託者報酬	700,697	205,514
委託者報酬	12,263,658	3,597,837
その他費用	437,795	128,303
営業費用合計	13,402,150	3,931,654
営業利益又は営業損失()	172,596,201	61,168,547
経常利益又は経常損失()	172,596,201	61,168,547
当期純利益又は当期純損失()	172,596,201	61,168,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	80,359,790	4,508,361
期首剰余金又は期首欠損金()	17,326,779	89,595,799
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,643,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,643,093
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,686,167	3,190,709

当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,254,140	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,432,027	3,190,709
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,595,799	25,483,229

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第2期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	第3期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成20年11月15日及び16日が休業日のため、第2期は平成19年11月16日から平成20年11月17日までとしております。このため当計算期間は368日となっております。	計算期間の取扱い 平成20年11月15日、16日及び平成21年11月15日が休業日のため、第3期は平成20年11月18日から平成21年11月16日までとしております。このため当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第2期 [平成20年11月17日現在]	第3期 [平成21年11月16日現在]
項目		
1. 期首元本額	1,830,295,502円	308,361,118円
期中追加設定元本額	107,520,570円	16,056,346円
期中解約元本額	1,629,454,954円	36,779,102円
2. 計算期間末日における受益権の総数	308,361,118口	287,638,362口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は89,595,799円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,483,229円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第2期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	第3期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日
項目		
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,725,248円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,622,391円)及び分配準備積立金(11,497,198円)より、分配対象収益は25,844,837円(1万口当たり838.14円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(18,944,862円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,618,582円)及び分配準備積立金(20,581,106円)より、分配対象収益は43,144,550円(1万口当たり1,499.96円)ですが、分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

(有価証券に関する注記)

第2期(平成20年11月17日現在)
売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	221,634,391円	91,052,084円
合 計	221,634,391円	91,052,084円

第3期(平成21年11月16日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	264,329,967円	60,087,907円
合 計	264,329,967円	60,087,907円

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期(自平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)

該当事項はありません。

第3期(自平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)

該当事項はありません。

第3期(自平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

期 別	第2期	第3期
項 目	[平成20年11月17日現在]	[平成21年11月16日現在]
1口当たり純資産額	0.7094円	0.9114円
(1万口当たり純資産額)	(7,094円)	(9,114円)

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(6) 受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」については、投資信託説明書（請求目論見書）（金融商品取引法第15条第3項の規定に基づく目論見書。以下、同じ。）に掲載しております。

なお、投資信託説明書（請求目論見書）のご請求は、お申込みの取扱販売会社にお問い合わせください。また、インターネットでEDINET（エディネット）のホームページ（<http://info.edinet.-fsa.go.jp>）にアクセスすることによって、ご覧いただくことができます。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目は、以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

・純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年4月27日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

[買付申込の受付け]

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日がロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

[コースの選択]

申込みには、分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）を締結します。

[買付価額と申込代金]

買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

[申込単位]

販売会社が定める単位とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

[振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録]

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求）

[換金（解約）申込の受付け]

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までには申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日がロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

受益者が一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の申込みを受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午までとします。

[換金価額]

換金価額は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^(注)を控除した価額とします。換金代金は換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

（注）「信託財産留保額」とは、償還日まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいし、信託財産に繰り入れられます。（当ファンドの場合は、換金申込日の翌営業日の基準価額の0.3%）

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。
換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

[換金の申込単位]

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

[振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録]

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として以下のいずれかから入手した価額で評価 ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。） ・価格情報会社の提供する価額

（ ）上記の評価が適当でない判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「太郎1年」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年4月27日（当初信託設定日）より無期限とします。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。
 ただし、第1計算期間は平成19年4月27日から平成19年11月15日までとします。
 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

（イ）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

（ロ）委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

（ハ）上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ニ）上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないもの）とします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期

間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- (ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「3. 信託約款の変更(二)」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(一月を下らないものとし、)内に異議を述べるべき旨を付記するものとし、
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に関する異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

受託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。)の有効期間は、1年間とし、期間満了の3カ月前までに、委託会社、取扱販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日より起算して5営業日以内)から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、4.に規定する時効前の収益分配金に

かかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- 2.1.の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3.収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4.受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

- 1.償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。
- 2.償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3.受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- 1.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2.一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- 3.一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

(照会先)

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。ただし、第3期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）及び第3期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

シュロージャー・エマーシング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年11月17日現在)	第3期 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	221,634,391	264,329,967
未収入金	-	905,500
流動資産合計	221,634,391	265,235,467
資産合計		
	221,634,391	265,235,467
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	905,500
未払受託者報酬	131,385	110,581
未払委託者報酬	2,299,892	1,935,950
その他未払費用	437,795	128,303
流動負債合計	2,869,072	3,080,334
負債合計		
	2,869,072	3,080,334
純資産の部		
元本等		
元本	308,361,118	287,638,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,595,799	25,483,229
（分配準備積立金）	23,222,446	39,525,968
元本等合計	218,765,319	262,155,133
純資産合計		
	218,765,319	262,155,133
負債純資産合計		
	221,634,391	265,235,467

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第3期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	159,194,052	65,098,673
その他収益	1	1,528
営業収益合計	159,194,051	65,100,201
営業費用		
受託者報酬	700,697	205,514
委託者報酬	12,263,658	3,597,837
その他費用	437,795	128,303
営業費用合計	13,402,150	3,931,654
営業利益又は営業損失（ ）	172,596,201	61,168,547
経常利益又は経常損失（ ）	172,596,201	61,168,547
当期純利益又は当期純損失（ ）	172,596,201	61,168,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	80,359,790	4,508,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,326,779	89,595,799
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,643,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,643,093
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,686,167	3,190,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,254,140	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,432,027	3,190,709
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,595,799	25,483,229

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第2期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	第3期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成20年11月15日及び16日が休業日のため、第2期は平成19年11月16日から平成20年11月17日までとしております。このため当計算期間は368日となっております。	計算期間の取扱い 平成20年11月15日、16日及び平成21年11月15日が休業日のため、第3期は平成20年11月18日から平成21年11月16日までとしております。このため当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第2期 [平成20年11月17日現在]	第3期 [平成21年11月16日現在]
項目		
1. 期首元本額	1,830,295,502円	308,361,118円
期中追加設定元本額	107,520,570円	16,056,346円
期中解約元本額	1,629,454,954円	36,779,102円
2. 計算期間末における受益権の総数	308,361,118口	287,638,362口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は89,595,799円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,483,229円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第2期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	第3期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日
項目		
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,725,248円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,622,391円)及び分配準備積立金(11,497,198円)より、分配対象収益は25,844,837円(1万口当たり838.14円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(18,944,862円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,618,582円)及び分配準備積立金(20,581,106円)より、分配対象収益は43,144,550円(1万口当たり1,499.96円)ですが、分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

(有価証券に関する注記)

第2期(平成20年11月17日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	221,634,391円	91,052,084円
合計	221,634,391円	91,052,084円

第3期(平成21年11月16日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	264,329,967円	60,087,907円
合計	264,329,967円	60,087,907円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期（自平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）

該当事項はありません。

第3期（自平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期（自平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）

該当事項はありません。

第3期（自平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	期別	第2期 [平成20年11月17日現在]	第3期 [平成21年11月16日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.7094円 (7,094円)	0.9114円 (9,114円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド	283,129,785	264,329,967	
合計		283,129,785	264,329,967	

注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成20年11月17日現在]	[平成21年11月16日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			148,969,501	25,544,137
コール・ローン			149,017,218	75,239,470
国債証券			6,739,684,454	7,267,375,594

派生商品評価勘定		200,416,135	81,777,907
未収入金		-	65,882,221
未収利息		153,938,110	163,607,694
前払費用		9,070,656	8,404,894
流動資産合計		7,401,096,074	7,687,831,917
資産合計		7,401,096,074	7,687,831,917
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		280,875,245	72,213,963
未払金		64,440,687	-
未払解約金		-	6,216,654
流動負債合計		345,315,932	78,430,617
負債合計		345,315,932	78,430,617
純資産の部			
元本等			
元本		9,851,015,272	8,150,293,843
剰余金			
剰余金又は欠損金()		2,795,235,130	540,892,543
元本等合計		7,055,780,142	7,609,401,300
純資産合計		7,055,780,142	7,609,401,300
負債純資産合計		7,401,096,074	7,687,831,917

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない。)又は価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。 (2) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては価格情報会社の提供する価額で評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 直物為替先渡取引 同左
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日	[平成20年11月17日現在]	[平成21年11月16日現在]
	1.期首元本額		4,618,793,155円
期中追加設定元本額		8,697,802,518円	115,799,685円
期中解約元本額		3,465,580,401円	1,816,521,114円
元本の内訳 ファンド名 シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)ファンド(毎月決算型)		7,622,931,107円	5,968,294,104円
シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)ファンド(1年決算型)		309,458,799円	283,129,785円
シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)ファンド (適格機関投資家専用)		1,918,625,366円	1,898,869,954円
計		9,851,015,272円	8,150,293,843円
2.対象年月日における受益権の総数		9,851,015,272口	8,150,293,843口
3.元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,795,235,130円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は540,892,543円であります。

（有価証券に関する注記）

（平成20年11月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	6,739,684,454円	493,848,545円
合 計	6,739,684,454円	493,848,545円

（平成21年11月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,267,375,594円	832,383,639円
合 計	7,267,375,594円	832,383,639円

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	対象期間	自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	自平成20年11月18日 至平成21年11月16日
1.取引の内容		当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針		為替予約取引及び直物為替先渡取引は、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。	同左
3.取引の利用目的		為替予約取引及び直物為替先渡取引は、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、為替運用からの収益の確保も目指します。	同左
4.取引に係るリスクの内容		為替予約取引及び直物為替先渡取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制		デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用担当部門もしくは資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	同左

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
--------------------------	---	----

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成20年11月17日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引(注1)				
	売 建				
	チェココルナ	126,000,000	-	108,675,000	17,325,000
	ユーロ	119,534,363	-	104,629,375	14,904,988
	ハンガリーフォリント	282,845,230	-	246,651,900	36,193,330
	メキシコペソ	165,600,400	-	145,124,000	20,476,400
	ポーランドズロチ	20,725,650	-	18,999,970	1,725,680
	スロバキアコルナ	43,031,700	-	41,670,600	1,361,100
	新トルコリラ	258,377,400	-	208,801,600	49,575,800
	南アフリカランド	103,019,200	-	95,645,850	7,373,350
	米ドル	820,599,449	-	794,091,640	26,507,809
	買 建				
	チェココルナ	188,383,452	-	176,295,000	12,088,452
	イギリスポンド	119,534,363	-	96,247,200	23,287,163
	メキシコペソ	60,785,432	-	60,590,000	195,432
	スロバキアコルナ	114,477,242	-	99,500,000	14,977,242
	タイパーツ	456,953,323	-	444,990,000	11,963,323
	米ドル	999,599,580	-	926,996,674	72,602,906
	直物為替先渡取引(注2)				
	売 建				
	ブラジルレアル	25,955,739	-	23,442,841	2,512,898
	チリペソ	44,985,974	-	35,600,588	9,385,386
	コロンビアペソ	368,686,802	-	371,291,206	2,604,404
	インドネシアルピア	94,043,080	-	85,203,030	8,840,050
	ペルーヌエボソル	25,336,500	-	25,700,129	363,629
	買 建				
	ブラジルレアル	55,810,884	-	57,136,674	1,325,790
チリペソ	227,388,071	-	162,480,953	64,907,118	
コロンビアペソ	104,241,600	-	86,593,497	17,648,103	
マレーシアリングット	397,530,726	-	384,988,338	12,542,388	
ペルーヌエボソル	185,057,528	-	165,215,117	19,842,411	
ロシアルーブル	131,693,646	-	106,749,526	24,944,120	
合計	5,540,197,334	-	5,073,310,708	80,459,110	

(単位：円)

区分	種類	(平成21年11月16日現在)		
		契約額等		時価
			うち 1年超	

市場取引以外の取引	為替予約取引(注1)				
	売 建				
	ハンガリーフォリント	266,017,500	-	256,777,500	9,240,000
	メキシコペソ	120,756,000	-	117,624,000	3,132,000
	ポーランドズロチ	122,246,000	-	122,588,000	342,000
	新トルコリラ	522,916,627	-	502,100,770	20,815,857
	米ドル	1,626,741,462	-	1,599,558,510	27,182,952
	買 建				
	メキシコペソ	77,323,686	-	75,712,000	1,611,686
	タイバーツ	780,705,266	-	769,160,000	11,545,266
	新トルコリラ	124,443,642	-	123,289,200	1,154,442
	米ドル	1,031,936,127	-	1,004,244,959	27,691,168
	南アフリカランド	581,410,268	-	568,800,000	12,610,268
	直物為替先渡取引(注2)				
	売 建				
	ブラジルリアル	507,929,678	-	517,332,249	9,402,571
	チリペソ	46,739,544	-	49,120,830	2,381,286
	コロンビアペソ	112,209,876	-	109,940,544	2,269,332
	インドネシアルピア	663,625,922	-	668,086,200	4,460,278
	買 建				
	チリペソ	178,469,501	-	192,910,896	14,441,395
	マレーシアリングット	696,071,323	-	695,896,073	175,250
	ペルーヌエボソル	175,048,951	-	174,209,203	839,748
ロシアルーブル	215,319,711	-	220,016,082	4,696,371	
合 計	7,849,911,084	-	7,767,367,016	9,563,944	

(注1) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(注2) 時価の算定方法

- 価格情報会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。
- 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 直物為替先渡取引の残高は、対米ドルの取引残高を邦貨換算して表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)

該当事項はありません。

(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	対象年月日	[平成20年11月17日現在]	[平成21年11月16日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.7162円 (7,162円)	0.9336円 (9,336円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	エジプトポンド	EGYPT (GOVT OF) TREASURY BILL 12/29/2009	6,075,000.00	5,932,325.100	
	エジプトポンド	(邦貨換算)		(97,230,808)	
	通貨小計		6,075,000.00	5,932,325.100	
国債証券	新トルコリラ	TURKEY 14% 01/19/2011	3,000,000.00	3,192,120.000	
		TURKEY 10% 2/15/2012	3,475,000.00	4,761,896.750	
		TURKEY 16% 3/7/2012	8,685,000.00	9,909,845.550	
	新トルコリラ	(邦貨換算)		(1,077,726,813)	
	通貨小計		15,160,000.00	17,863,862.300	
国債証券	メキシコペソ	MEXICAN 8.5% 11/18/2038	34,000,000.00	33,643,340.000	
		MEX BONOS DE DESARROLLO 10% 11/20/2036	7,700,000.00	8,889,727.000	
		MEXICAN 8% 12/19/2013	28,500,000.00	29,565,045.000	
		MEXICAN 9.5% 12/18/2014	45,400,000.00	49,708,914.000	
	メキシコペソ	(邦貨換算)		(831,941,988)	
	通貨小計		115,600,000.00	121,807,026.000	
国債証券	コロンビアペソ	COLOMBIA 11.75% 3/1/2010	3,200,000,000.00	3,238,809,412.000	
		COLOMBIA 9.85% 6/28/2027	1,650,000,000.00	1,949,046,000.000	
		COLOMBIA 12% 10/22/2015	3,600,000,000.00	4,448,376,000.000	
	コロンビアペソ	(邦貨換算)		(437,484,906)	
	通貨小計		8,450,000,000.00	9,636,231,412.000	
国債証券	インドネシア ルピア	INDONESIA 12.5% 03/15/2013	30,600,000,000.00	33,757,920,000.000	
		INDONESIA 11.25% 2014/05/15	10,000,000,000.00	10,751,800,000.000	
		INDONESIA 10.75% 05/15/2016	24,000,000,000.00	25,402,320,000.000	
		INDONESIA 10% 07/15/2017	49,200,000,000.00	49,773,672,000.000	
		INDONESIA 9% 09/15/2013	4,500,000,000.00	4,492,665,000.000	
		INDONESIA RECAPITAL B14.275% 12/15/2013	17,000,000,000.00	19,841,890,000.000	
	インドネシア ルピア	(邦貨換算)		(1,382,594,563)	
	通貨小計		135,300,000,000.00	144,020,267,000.000	
国債証券	ブラジルリアル	NOTA DO TESOURO NACIONAL 10% 01/01/2012	12,090,000.00	12,177,410.700	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL 10% 01/01/2017	13,550,000.00	12,191,206.000	
	ブラジルリアル	(邦貨換算)		(1,265,705,951)	
	通貨小計		25,640,000.00	24,368,616.700	
国債証券	マレーシア リングgit	MALAYSIAN 3.814% 2/15/2017	2,870,000.00	2,822,645.000	

	マレーシア リングgit	(邦貨換算)		(74,997,678)
	通貨小計		2,870,000.00	2,822,645.000
国債証券	南アフリカ ランド	SOUTH AFRICA T-BILL 11/25/2009	15,400,000.00	15,372,472.020
	南アフリカ ランド	(邦貨換算)		(184,777,113)
	通貨小計		15,400,000.00	15,372,472.020
国債証券	ポーランド ズロチ	POLAND 5.75% 03/24/2010	7,000,000.00	7,043,330.000
		POLAND 4.75% 04/25/2012	3,300,000.00	3,287,064.000
		POLAND 3% 8/24/2016	7,950,000.00	8,679,651.000
		POLAND 5.25% 10/25/2017	6,060,000.00	5,794,329.600
		POLAND 5.5% 10/25/2019	3,200,000.00	3,059,296.000
	ポーランド ズロチ	(邦貨換算)		(903,897,474)
	通貨小計		27,510,000.00	27,863,670.600
国債証券	ハンガリー フォリント	HUNGARY 8% 2/12/2015	190,000,000.00	198,468,300.000
		HUNGARY 6.75% 04/12/2010	718,000,000.00	718,380,540.000
		HUNGARY 7.25% 6/12/2012	1,115,000,000.00	1,127,677,550.000
	ハンガリー フォリント	(邦貨換算)		(1,011,018,300)
	通貨小計		2,023,000,000.00	2,044,526,390.000
	合計			(7,267,375,594)
				7,267,375,594

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
エジプトポンド	国債証券 1銘柄	100.0%	1.3%
新トルコリラ	国債証券 3銘柄	100.0%	14.8%
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	100.0%	11.5%
コロンビアペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	6.0%
インドネシアルピア	国債証券 6銘柄	100.0%	19.0%
ブラジルリアル	国債証券 2銘柄	100.0%	17.4%
マレーシアリングgit	国債証券 1銘柄	100.0%	1.0%
南アフリカランド	国債証券 1銘柄	100.0%	2.6%
ポーランドズロチ	国債証券 5銘柄	100.0%	12.5%
ハンガリーフォリント	国債証券 3銘柄	100.0%	13.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年12月末日現在 / 単位：円)

資産総額	261,439,706
負債総額	497,442
純資産総額(-)	260,942,264
発行済数量(口)	281,549,763
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9268 (9,268)

(参考)シュロージャー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド

純資産額計算書

(平成21年12月末日現在 / 単位：円)

資産総額	8,026,656,238
負債総額	79,734,329
純資産総額(-)	7,946,921,909
発行済数量(口)	8,355,312,546
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9511 (9,511)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,942,806,362	112,510,860
第2期	107,520,570	1,629,454,954
第3期	16,056,346	36,779,102

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（本書提出日現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5か年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

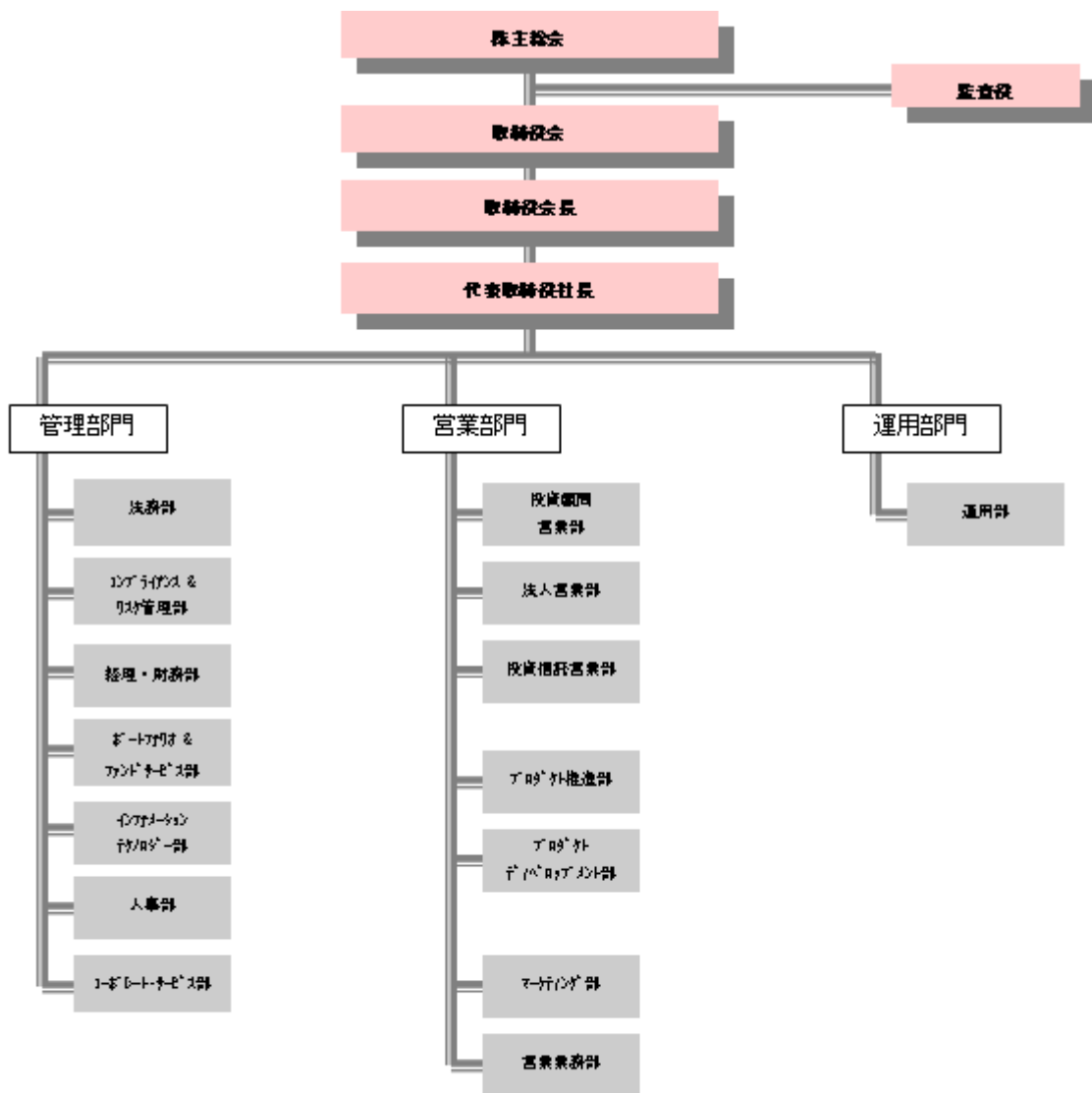
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

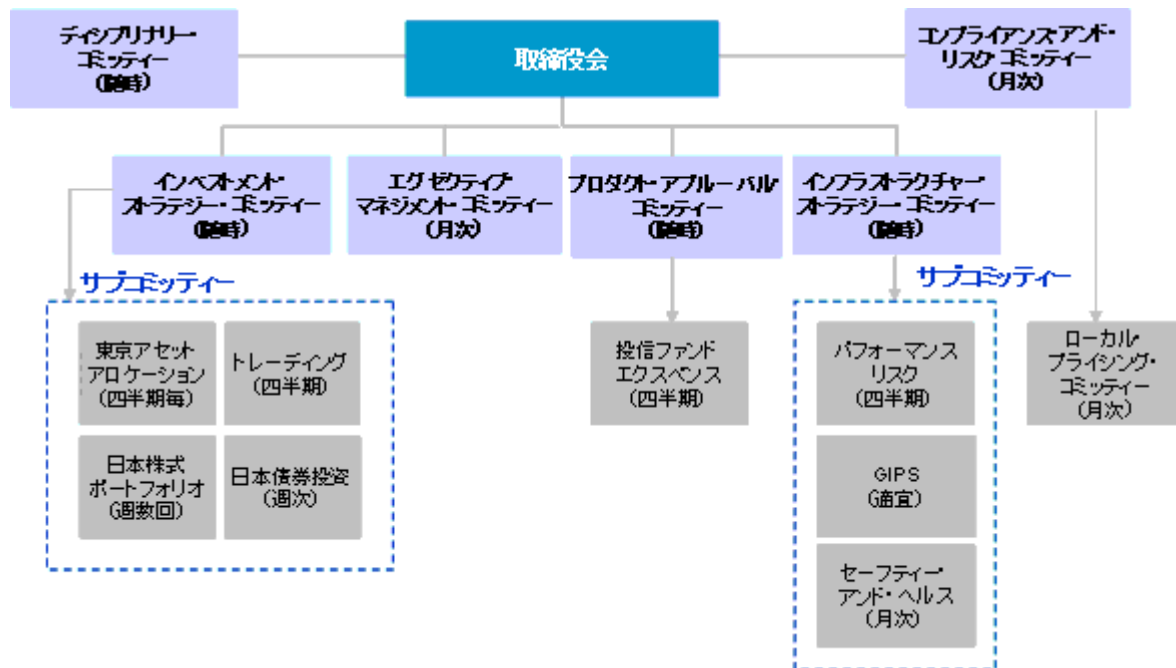
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券投資サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成21年12月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6	13,980,401,605
追加型株式投資信託	57	374,510,145,887
合計	63	388,490,547,492

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第19期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	6,226,664	6,193,111
立替金	-	510
前払費用	103,522	80,113
未収入金	369,424	119,162
未収委託者報酬	895,411	441,824
未収運用受託報酬	1,063,814	361,950
未収還付法人税等	-	655,717
未収還付消費税等	-	22,842
1年内受取予定の長期差入保証金	-	225,214
繰延税金資産	336,049	358,015
流動資産合計	8,994,887	8,458,463
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 55,388	41,311
器具備品(純額)	*1 50,971	50,498
有形固定資産合計	106,359	91,810
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	29,505	24,118
無形固定資産合計	33,205	27,818
投資その他の資産		
投資有価証券	100,026	-
繰延税金資産	635,940	527,842
長期差入保証金	231,654	13,560
その他投資	1,750	1,550
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	968,421	542,002
固定資産合計	1,107,987	661,631
資産合計	10,102,874	9,120,095

(単位：千円)

	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	51,772	45,718
未払金		
未払収益分配金	951	937
未払償還金	45,482	14,645
未払手数料	361,884	168,331
その他未払金	2,131,199	1,736,144
未払費用	138,673	93,487
未払法人税等	56,443	-
未払消費税等	42,842	-
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
事務所移転費用引当金	-	221,200
賞与引当金	243,765	166,386
流動負債合計	3,073,015	3,946,852
固定負債		
長期未払金	101,248	24,388
長期未払費用	16,394	32,999
長期借入金	*2 1,500,000	-

退職給付引当金	730,291	597,667
役員退職慰労引当金	3,695	3,532
固定負債合計	2,351,628	658,588
負債合計	5,424,644	4,605,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,672,793	3,524,654
利益剰余金合計	3,672,793	3,524,654
株主資本合計	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等合計		
その他有価証券評価差額金	15,436	-
評価・換算差額等合計	15,436	-
純資産合計	4,678,229	4,514,654
負債純資産合計	10,102,874	9,120,095

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期	第18期
	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,159,254	6,220,233
運用受託報酬	3,648,390	1,773,261
その他営業収益	2,887,429	1,789,952
営業収益計	12,695,074	9,783,447
営業費用		
支払手数料	2,526,558	2,678,701
広告宣伝費	288,392	145,118
公告費	514	3,888
調査費		
調査費	514,665	355,459
委託調査費	1,755,474	1,722,638
図書費	4,739	4,882
委託計算費	93,521	91,708
事務委託費	4,928	6,705
営業雑経費		
通信費	36,227	24,665
印刷費	97,436	50,143
協会費	19,050	15,610
諸会費	3,209	3,123
その他営業費用	27,039	9,279
営業費用計	5,371,757	5,111,924
一般管理費		
給料		
役員報酬	525,273	137,027
給料・手当	1,808,975	1,844,125
賞与	873,951	386,529
交際費	13,615	11,587
旅費交通費	90,069	58,171
租税公課	38,377	25,903
不動産賃借料	327,308	344,360
賞与引当金繰入	243,765	166,260

退職給付費用		187,157	121,628
役員退職慰労引当金繰入		19,001	5,186
法定福利費		253,009	263,051
固定資産減価償却費		50,641	48,736
諸経費		1,183,865	887,978
一般管理費計		5,615,012	4,300,549
営業利益		1,708,304	370,973
営業外収益			
受取利息		18,292	34,530
受取保険金		8,663	-
有価証券売却益		-	11,137
時効償還金		-	29,114
雑益		3,940	2,918
営業外収益計		30,895	77,700
営業外費用			
支払利息	*2	15,792	23,869
為替差損		50,758	18,250
事務処理損失		14,421	803
雑損失		2,069	1,817
営業外費用計		83,042	44,740
経常利益		1,656,157	403,933
特別利益			
過年度運用受託報酬	*4	-	109,800
過年度その他営業収益	*5	-	5,742
特別利益計		-	115,543
特別損失			
割増退職金等	*6	-	632,250
事務所移転費用	*7	-	8,500
事務所移転費用引当金繰入	*8	-	221,200
過年度調査費	*3	599,591	20,087
固定資産除却損	*1	3,598	48
特別損失計		603,190	882,087
税引前当期純利益 （税引前当期純損失）		1,052,966	362,610
法人税、住民税及び事業税		711,323	530
過年度法人税等		-	311,724
法人税等調整額		173,868	96,723
法人税等合計		537,455	214,470
当期純利益（当期純損失）		515,511	148,139

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第17期		第18期	
	自 平成19年4月 1日	至 平成20年3月31日	自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日
株主資本				
資本金				
前期末残高		490,000		490,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		490,000		490,000
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		500,000		500,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		500,000		500,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,157,287	3,672,793
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,005	-
純利益（純損失）	515,511	148,139
当期変動額合計	2,484,493	148,139
当期末残高	3,672,793	3,524,654
株主資本合計		
前期末残高	7,147,287	4,662,793
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,005	-
純利益（純損失）	515,511	148,139
当期変動額合計	2,484,493	148,139
当期末残高	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	15,886	15,436
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	450	15,436
当期変動額合計	450	15,436
当期末残高	15,436	-

重要な会計方針

項目	第17期	第18期
	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

(会計処理方法の変更)

<p>第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
---	---

	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>
--	--

(表示方法の変更)

<p>第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>第17期 平成20年3月31日現在</p>	<p>第18期 平成21年3月31日現在</p>																
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>168,339千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>256,375千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="0"> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	168,339千円	器具備品	256,375千円	固定負債		長期借入金	1,500,000千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>182,416千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>279,725千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="0"> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	182,416千円	器具備品	279,725千円	流動負債		1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円
建物附属設備	168,339千円																
器具備品	256,375千円																
固定負債																	
長期借入金	1,500,000千円																
建物附属設備	182,416千円																
器具備品	279,725千円																
流動負債																	
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円																

(損益計算書関係)

<p>第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>										
<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>2,255千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,343千円</td> </tr> </table> <p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社への支払利息</td> <td>15,665千円</td> </tr> </table> <p>*3. 過年度調査費はグループ会社間の移転価格算定方法を遡及的に変更したことに伴うものであります。</p>	建物附属設備	2,255千円	器具備品	1,343千円	関係会社への支払利息	15,665千円	<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>器具備品</td> <td>48千円</td> </tr> </table> <p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社への支払利息</td> <td>23,816千円</td> </tr> </table> <p>*3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。</p>	器具備品	48千円	関係会社への支払利息	23,816千円
建物附属設備	2,255千円										
器具備品	1,343千円										
関係会社への支払利息	15,665千円										
器具備品	48千円										
関係会社への支払利息	23,816千円										

- *4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。
- *5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。
- *6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。
- *7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。
- *8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第17期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第16期事業年度末 株式数	第17期事業年度 増加株式数	第17期事業年度 減少株式数	第17期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第18期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
財務諸表等規則附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第17期 (平成20年3月31日現在)			第18期 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	73,900	99,947	26,047	-	-	-
小 計	73,900	99,947	26,047	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの その他	100	78	21	-	-	-
小 計	100	78	21	-	-	-
合 計	74,000	100,026	26,026	-	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
85,137	11,205	67

(デリバティブ取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 730,291千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 187,157千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用 いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																																
<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td> 限度超過額</td><td style="text-align: right;">99,188</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">2,934</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">574,384</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">297,163</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">1,503</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,705</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">984,879</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 投資有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">10,590</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">2,298</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,888</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">971,989</td></tr> </table>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	99,188	未払事業税否認	2,934	未払費用否認	574,384	退職給付引当金損金		算入限度超過額	297,163	役員退職慰労引当金否認	1,503	その他	9,705	繰延税金資産合計	984,879	繰延税金負債		投資有価証券評価差額金	10,590	その他	2,298	繰延税金負債合計	12,888	差引：繰延税金資産の純額	971,989	<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td> 限度超過額</td><td style="text-align: right;">67,702</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">466,037</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">243,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">1,437</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td> 為替差損益</td><td style="text-align: right;">53,264</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,409</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">76,709</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">913,753</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 未収還付事業税</td><td style="text-align: right;">25,383</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">2,512</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,895</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">885,857</td></tr> </table>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	67,702	未払費用否認	466,037	退職給付引当金損金		算入限度超過額	243,190	役員退職慰労引当金否認	1,437	未確定債権債務に係る		為替差損益	53,264	その他	5,409	税務上の繰越欠損金	76,709	繰延税金資産合計	913,753	繰延税金負債		未収還付事業税	25,383	その他	2,512	繰延税金負債合計	27,895	差引：繰延税金資産の純額	885,857
	千円																																																																
賞与引当金損金算入																																																																	
限度超過額	99,188																																																																
未払事業税否認	2,934																																																																
未払費用否認	574,384																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	297,163																																																																
役員退職慰労引当金否認	1,503																																																																
その他	9,705																																																																
繰延税金資産合計	984,879																																																																
繰延税金負債																																																																	
投資有価証券評価差額金	10,590																																																																
その他	2,298																																																																
繰延税金負債合計	12,888																																																																
差引：繰延税金資産の純額	971,989																																																																
	千円																																																																
賞与引当金損金算入																																																																	
限度超過額	67,702																																																																
未払費用否認	466,037																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	243,190																																																																
役員退職慰労引当金否認	1,437																																																																
未確定債権債務に係る																																																																	
為替差損益	53,264																																																																
その他	5,409																																																																
税務上の繰越欠損金	76,709																																																																
繰延税金資産合計	913,753																																																																
繰延税金負債																																																																	
未収還付事業税	25,383																																																																
その他	2,512																																																																
繰延税金負債合計	27,895																																																																
差引：繰延税金資産の純額	885,857																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td style="text-align: right;">10.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の 負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">51.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%	その他	0.1%	税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。</p>																																																								
法定実効税率	40.7%																																																																
交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%																																																																
その他	0.1%																																																																
税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%																																																																

(関連当事者との取引)

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	-	-	資金の借入 (注1) 利息の支払 (注1)	千円 1,500,000 15,665	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 3,384

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
									千円		千円

親会社 の子会社	シュロージャー・イン ベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資運 用業	-	-	投資顧 問契約 の再委 任等	投資顧問 報酬の受取 (注1)	81,404	未収 投資 顧問料	-
								サービス 提供業務 報酬の受取 (注2)	1,453,687	未収 入金	274,654
								情報提供 業務報酬の受 取(注3)	288,694		
								投資顧問 報酬の支払 (注1)	1,253,658	未払金 (その他 未払金)	1,008,741
								調査費の 支払 過年度 調査費の 支払(注3)	284,675 599,591		
								その他 営業費用の 支払(注3)	27,039		
								一般管理費 (諸経費)の 支払(注3)	170,875		
親会社 の子会社	シュロージャー・イン ベストメント・ マネージメント (ルクセンブルク) ・エス・エー	ルクセン ブルク	12,650,000 ユーロ	投資運 用業	-	-	投資顧 問契約 の再委 任等	投資顧問 報酬の受取 (注1)	503,926	未収 投資 顧問料	22,457
								サービス 提供業務 報酬の受取 (注2)	200,166	未収 入金	13,214
								投資顧問 報酬の支払 (注1)	325,921	未払金 (その他 未払金)	115,341
								調査費の 支払(注3)	23,978		

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社 取締役	なし	-	-	社宅家賃の 一部負担 (注1)	千円 9,000	-	-
	ディディエ・ドゥヴレース	-	-	当社 取締役	なし	-	-	社宅家賃の 一部負担 (注1)	2,025	-	-

(注1) 社内規定に基づいた額を負担しております。

第18期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有直接100%	資金の借入	利息の支払(注1)	千円 23,816	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 2,802

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注1)	千円 118,615	未収運用受託報酬	千円 4,214
							サービス提供業務報酬の受取(注2)	810,824	未収入金	73,613
							情報提供業務報酬の受取(注3)	196,325		
							過年度運用受託報酬の受取(注1)	1,344		
							過年度情報提供業務報酬の受取(注3)	5,742		
							運用再委託報酬の支払(注1)	1,223,351	未払金(その他未払金)	811,525
							調査費の支払(注3)	111,246		
							過年度調査費の支払(注3)	20,087		
							その他営業費用の支払(注3)	9,279		
							一般管理費(諸経費)の支払(注3)	83,337		
親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取(注1)	86,906	未収運用受託報酬	101,625
							過年度運用受託報酬の受取(注1)	108,456		

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	477,370円40銭	1株当たり純資産額	460,679円05銭
1株当たり当期純利益	52,603円23銭	1株当たり当期純損失	15,116円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	515,511千円	損益計算書上の当期純損失	148,139千円
普通株式に係る当期純利益	515,511千円	普通株式に係る当期純損失	148,139千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第19期 中間会計期間末
平成21年9月30日

資産の部		
流動資産		
預金		4,748,810
前払費用		105,977
未収入金		117,988
未収委託者報酬		1,350,528
未収運用受託報酬		352,867
未収還付法人税等		311,724
未収還付消費税等	*2	10,664
1年内受取予定の長期差入保証金		225,184
流動資産合計		7,223,744
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備(純額)	*1	77,579
器具備品(純額)	*1	72,575
有形固定資産合計		150,155
無形固定資産		23,998
投資その他の資産		
長期差入保証金		242,719
その他		950
貸倒引当金		950
投資その他の資産合計		242,719
固定資産合計		416,873
資産合計		7,640,617

(単位：千円)

第19期 中間会計期間末
平成21年9月30日

負債の部	
流動負債	
預り金	36,692
未払金	1,574,047
未払費用	93,314
未払法人税等	6,445
事務所移転費用引当金	191,295
賞与引当金	499,594
流動負債合計	2,401,389
固定負債	
長期未払金	31,436
長期未払費用	33,329
長期借入金	1,500,000
退職給付引当金	613,758
役員退職慰労引当金	4,079
固定負債合計	2,182,604
負債合計	4,583,993
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,066,623
利益剰余金合計	2,066,623
株主資本合計	3,056,623
純資産合計	3,056,623
負債純資産合計	7,640,617

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第19期 中間会計期間
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

営業収益	
委託者報酬	2,440,588
運用受託報酬	464,135
その他営業収益	691,582
営業収益計	3,596,306
営業費用及び一般管理費	*3 4,120,720
営業損失()	524,413
営業外収益	*1 16,641
営業外費用	*2 27,072
経常損失()	534,845
特別利益	-
特別損失	68,808
税引前中間純損失()	603,653
法人税、住民税及び事業税	265
過年度未払法人税等取崩益	31,744
法人税等調整額	885,857
法人税等合計	854,377
中間純損失()	1,458,031

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第19期 中間会計期間
		自 平成21年4月 1日
		至 平成21年9月30日
株主資本		
資本金		
前期末残高		490,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		500,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,524,654
当中間期変動額		
中間純損失()		1,458,031
当中間期変動額合計		1,458,031
当中間期末残高		2,066,623
株主資本合計		
前期末残高		4,514,654
当中間期変動額		
中間純損失()		1,458,031
当中間期変動額合計		1,458,031
当中間期末残高		3,056,623

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 事務所移転費用引当金 前事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第19期中間会計期間末 平成21年9月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備 器具備品	7,050千円 114,903千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

項 目	第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 雑益	3,339千円 13,301千円
*2. 営業外費用の主要項目	為替差損 支払利息	17,558千円 9,325千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	16,988千円 4,125千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期中間会計 期間増加株式数	第19期中間会計 期間減少株式数	第19期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	311,900円37銭
1株当たり中間純利益(中間純損失)	148,778円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益(中間純損失)の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益(中間純損失)	1,458,031千円
普通株式に係る中間純利益(中間純損失)	1,458,031千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成21年11月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円 (平成21年11月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	23,485百万円 (平成21年11月末現在)	
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成21年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス証券株式会社	3,000百万円 (平成21年11月末現在)	
フィデリティ証券株式会社	4,507.5百万円 (平成21年11月末現在)	
八十二証券株式会社	800百万円 (平成21年11月末現在)	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
野村証券株式会社	10,000百万円 (平成21年12月末現在)	
楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成21年11月末現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、受益証券の認証等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
設立年月日	平成12年6月20日
資本金の額	10,000百万円(平成21年11月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	昭和60年11月22日
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
本店所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号

（２）指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

日興コーディアル証券株式会社は、投信スーパーセンター専用となります。

野村證券株式会社は、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱いのみを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）指定販売会社

該当事項はありません。

< 参考：シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンドの投資顧問会社 >

- ・ 名称 シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 事業の内容 シュロージャー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。
- ・ 関係業務の概要 マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークやキャッチ・コピー、図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
なお、以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することがあります。
・すくすく育ちざかり、成長国の債券ファンド、
長期の発展が期待される、世界の新興国の現地通貨建てソブリン債券に分散投資、
- (2) 目論見書巻末に用語解説等を掲載することがあります、
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります、
- (4) 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります、
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」目論見書の概要として、目論見書の冒頭に記載することがあります、
- (6) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります、
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載する事があります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5. 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります、

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）の平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）の平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月13日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）の平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）の平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

()上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。